

- c. 原災法第10条通報基準:直流125V主母線1Aが使用不能となった場合に直流125V主母線1Bに電気を供給する電源が蓄電池1B,蓄電池充電器1B,予備蓄電池充電器1Cのうちの1つだけになる状態が5分以上継続すること。
- d. 原災法第15条緊急事態:直流125V主母線1A及び1Bが使用不能となり,かつその状態が5分以上継続すること。